

八王子市教育振興基本計画

ゆめおり教育プラン

今後10年間を通じてめざす

教育の姿・施策展開の方向

今後5年間に取り組む

具体的施策・重点施策

について

平成22年2月 八王子市教育委員会

はじめに

近年、少子高齢化の進行や国際化、情報化の進展など社会状況は大きな変革期を迎え、教育分野においても早急に対応すべき問題や課題が生じています。子どもたちの規範意識や社会性の育成、教員の資質能力、さらには家庭や地域社会の教育力の向上など、教育に関する様々な課題が指摘されています。

こうした中、平成18年12月に教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、めざすべき理念が改めて提示されました。この改正教育基本法により、国および地方公共団体において「教育振興基本計画」を定めることになりました。

これに基づき八王子市教育委員会では、市の基本計画と教育委員会が定めた教育目標に沿って、八王子市の教育振興基本計画として「ゆめおり教育プラン」を策定しました。このプランでは、今後10年間を通じてめざす教育の姿として「生きる力の育成」、「特色ある学校づくりの推進と学校の教育力向上」、「学校、家庭、地域の連携の強化」、「主体的に学び自己を高める生涯学習社会の形成」を掲げるとともに、その実現に向けて取り組むべき具体的施策を示しています。

プラン実現のためには、何よりも学校、家庭及び地域が緊密に連携していくとともに、それぞれの役割を着実に果たしていくことが大切であり不可欠であります。

八王子市教育委員会は、学校、家庭、地域の連携強化を図り、八王子市の教育をより質の高いものへと向上させるために、検証と評価を不断に行い「ゆめおり教育プラン」の推進に努めてまいります。

平成22年2月

八王子市教育委員会

【目次】

第1章 「ゆめおり教育プラン」の基本的な考え方

1 「ゆめおり教育プラン」策定の経緯 -----	2
2 八王子市教育委員会の教育目標・基本方針 -----	3
3 「ゆめおり教育プラン」の位置づけ -----	6

第2章 「ゆめおり教育プラン」の施策展開の方向・具体的施策

1 八王子市における教育を巡る現在の状況及び課題 -----	8
2 今後10年間を通じてめざす教育の姿 -----	10
施策体系図 -----	11
3 重点施策について -----	12
4 今後10年間を通じてめざす施策展開の方向と 今後5年間に取り組む具体的施策 -----	13
施策展開の方向	
一人ひとりの「生きる力」を育成する -----	13
特色ある学校づくりを推進する -----	20
学校経営力・教職員の資質を高める -----	23
安全・安心な学校教育環境を整備する -----	25
学校・家庭・地域の協働により社会全体の教育力を高める -----	28
自ら学び体験する生涯学習を推進する -----	32

【資料】

1 ゆめおり教育プラン策定委員会設置要綱 -----	36
2 八王子市教育振興基本計画「ゆめおり教育プラン」の策定にあたって -----	38
3 ゆめおり教育プラン策定委員会委員名簿 -----	39
4 ゆめおり教育プラン策定委員会の経過 -----	40

第1章

「ゆめおり教育プラン」の基本的な考え方

第1章 「ゆめおり教育プラン」の基本的な考え方

1 「ゆめおり教育プラン」策定の経緯

八王子市教育委員会は、平成15年3月に策定された「八王子ゆめおりプラン」のまちづくりの基本理念に基づく都市像「だれもがいつでも多様に学び豊かな文化を育むまち」の実現に向け、さまざまな教育施策に取り組んでいます。また、平成16年2月に「いま求められる八王子の教育改革」として、八王子市教育改革アクションプラン検討委員会からの報告書を受け、教育改革を進めてきました。

国においては、平成18年12月に「教育基本法」が約60年ぶりに改正され、「人格の完成」や「個人の尊厳」といった、それまでの教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念は大切にしつつ、新しい時代の教育の基本理念が明示されました。その中には、「公共の精神」、「伝統と文化の尊重」、「我が国と郷土を愛し、他国を尊重」など教育がめざすべき具体的な目標が新たに示されました。また、「家庭教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」についても新たに規定されました。そして、この教育基本法の改正を受け、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育委員会の責任体制が明確化されました。さらに、平成20年3月には「学習指導要領」が、それまでの「生きる力」を育む理念を引き継ぐかたちで改訂され、その理念を実現するための具体的な手立てが示されました。

このような中、国は平成20年7月に、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、教育基本法第17条に規定された「教育振興基本計画」を策定しました。

東京都においても、「10年後の東京」の実現に向けた取組を進める中で、平成20年5月に「東京都教育ビジョン(第2次)」を策定し、東京都における教育振興基本計画として位置づけました。

そして、これら教育行政をとりまく法改正等の趣旨を踏まえ、八王子市における教育振興基本計画として「ゆめおり教育プラン」を策定しました。

----- 教育基本法の抜粋 -----

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 八王子市教育委員会の教育目標・基本方針

本プランは、八王子市教育委員会の「教育目標」・「基本方針」をもとに策定しています。

八王子市教育委員会教育目標

八王子市教育委員会は、学校教育と社会教育の密接な連携のもと、子どもたちが自分らしさを発揮し、未来に対して夢をもって生きることのできる社会と、すべての市民が生涯にわたって心豊かな人生を送るための生涯学習社会の実現を目指し、以下の教育目標に基づき、積極的に教育行政の推進を図る。

『あふれる元気・かがやく心・仲間とともに・はばたけ未来へ』

子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力を育み、人間性豊かに成長することを願い、

「あふれる元気」 健康な心身・活力

・心身ともに健康で、生き生きとした人

「かがやく心」 豊かな知性と感性・個性

・自ら学び考え、知性と感性を高めようとする人

「仲間とともに」 協調性・社会性

・互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人

「はばたけ未来へ」 意欲・積極性

・積極的に自分を高め、社会の向上に貢献しようとする人

の育成に向けた教育を推進する。

また、学校教育及び社会教育を充実し、生涯を通じ、あらゆる場で学び支え合うことができる社会の実現と家庭・学校及び地域が連携し、それぞれが責任を果たし、すべての市民の教育への参加を目指していく。

平成14年1月 決定

八王子市教育委員会の基本方針

八王子市教育委員会は、「教育目標」を達成するため、以下の基本方針に基づき、教育施策を推進する。

基本方針 1 人権尊重の精神の育成 社会貢献の精神の育成

- (1) 同和問題をはじめとするあらゆる偏見や差別をなくす人権教育を推進する。
- (2) 権利と義務、自由と責任について意識を深め、公共心のある自立した個人を育てる教育を推進する。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うとともに、道徳授業地区公開講座などを通じて、家庭、地域と連携し、徳性の涵養を図る。
- (4) 基本的生活習慣や社会規範などに関する学習の機会や情報の提供などにより家庭教育の支援に努める。
- (5) 奉仕活動や体験活動などを通じて社会の一員としての自覚を高めるとともに、社会貢献の精神を育む。
- (6) 学校、家庭、地域と連携・協働し、豊かな心と健康なからだづくりを推進する。
- (7) いじめ、不登校などの多様な課題に対応する相談・支援機能の充実を図るとともに、互いに認め合い、ともに向上することができる学校づくりを推進する。

基本方針 2 豊かな個性の伸長 創造力の伸長

- (1) 児童生徒の学力実態に即して教育計画や指導内容・方法を改善するとともに、基礎、基本の徹底を図り、確かな学力を育成する。
- (2) 多様な教育方法を導入、拡充する。
 - 一人一人の能力、資質、特性を伸長できるカリキュラム開発や指導方法の改善充実を図る。
 - 習熟の程度や興味・関心に応じた学習集団の編成など個に応じた多様な教育を推進する。
 - 各校種間の接続・連携を重視した教育を推進する。特に小中一貫教育実施に向けた取組みを推進し、小中学校間の連携強化、接続改善を図る。
- (3) 各学校が創意工夫を生かした教育活動を展開し、特色ある学校づくりを推進する。
- (4) 発達段階に応じ、教育活動全体を通じた指導により望ましい職業観、勤労観を育成するとともに、夢や希望を育む進路指導の充実を図る。
- (5) 一人一人の教育ニーズに応じた特別支援教育を推進する。
- (6) 豊かな人間関係を学び、個性や可能性を伸長できるよう、部活動の振興を図る。
- (7) 日本や世界の文化・伝統を学ぶ機会の充実を図り、郷土や国を愛するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う。
- (8) 大学等との連携、協力による専門研修の充実など教育の研修機会の拡充を図り、資質の向上に努める。

基本方針 3 市民の教育参加の推進 学校経営の改革の推進

- (1) 学校評議員や学校運営協議会などの制度を軸に、保護者や地域住民の学校運営への参画を進め、地域に開かれ信頼される学校づくりを一層推進する。
- (2) 学校教育の改善に向けての各学校の自主性・自立性の確立と校長のリーダーシップの発揮を支援する。
- (3) 学校内外における子どもたちの安全を確保するため、学校安全体制及び地域ぐるみの防犯体制の整備を図る。
- (4) 学校をはじめとする教育施設等は市民の共有財産であるとの観点から、学校施設・機能の開放や施設の一層の効果的な活用を推進する。
- (5) 学校規模、配置の適正化を図り、良好な教育環境の整備を図る。
- (6) 子どもたちの健やかな成長を社会全体で支える観点から、家庭・地域の教育力向上を支援するとともに、学校との連携・協働を推進する。併せて、地域の人材や教育資源の積極的な活用を図る。

基本方針 4 生涯学習・スポーツ振興 文化の保存・継承

- (1) 生涯学習社会の充実に向け、大学、民間事業者等との連携を推進し、学習支援と学習機会の提供を図る。
- (2) 図書館、生涯学習センター等による学習や交流の機会並びに情報提供の充実に図る。
- (3) 科学に関する知識の共有化と探究心を育むとともに、科学を通じて交流を図る。
- (4) 生涯スポーツ社会の実現に向け、スポーツ・レクリエーションへの参加機会の拡充を図る。
- (5) 芸術・伝統文化に親しむ機会を提供し、市民による文化の創造・交流の場の充実に図る。
- (6) 八王子に伝わる有形・無形の文化財や郷土資料の保護及び公開・活用を図る。

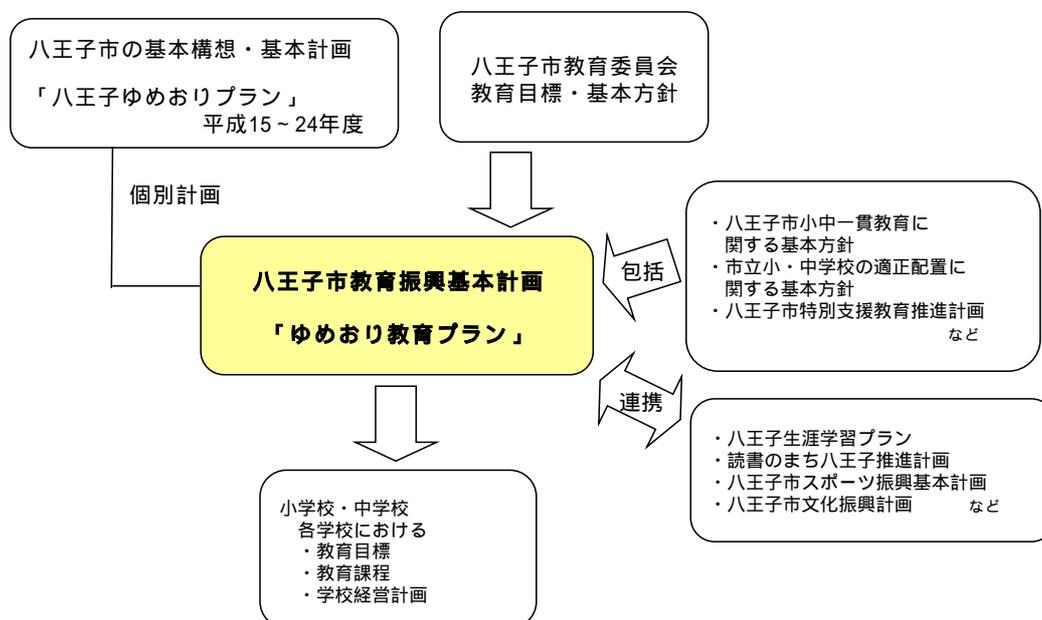
平成19年4月 改定

3 「ゆめおり教育プラン」の位置づけ

(1) 位置づけ・期間

本プランは、八王子市の基本構想・基本計画である「八王子ゆめおりプラン」(平成15～24年度)の個別計画として位置づけ、「八王子市教育委員会が所管する施策」についての計画として策定しました。

平成22年度を初年度とし、八王子市が定める「八王子ゆめおりプラン」と教育委員会が定める「教育目標」「基本方針」をもとに、今後10年間を通じてめざす教育の姿と、それを具現化するための、施策展開の方向性を明確にし、今後5年間に優先して取り組む具体的な施策を示しています。



(2) 今後の動向

計画の期間中において、本市の新たな基本計画の策定や、国や東京都における施策等において新たな展開や見直しがあった場合などは、必要に応じ見直していきます。

また、本市の「こども育成計画」など、教育をとりまく他の計画や施策と連携・調整を図ります。

(3) 各施策の点検及び評価

本プランを実効あるものとし、重点施策を含む各施策を効果的に推進するためには、その成果や課題を分析し、その結果を反映していくことが重要となります。このため、教育委員会は、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図り、毎年、各施策の点検及び評価を行い、その内容を報告書としてまとめ、市議会に提出するとともに、市民に公表していきます。

第2章

「ゆめおり教育プラン」の施策展開の方向・

具体的施策

第2章 「ゆめおり教育プラン」の施策展開の方向・具体的施策

1 八王子市における教育を巡る現在の状況及び課題

近年、少子高齢化やグローバル化の進展、環境問題の深刻化など社会情勢は大きく変化しています。このような中、今後10年間の予想をすることは必ずしも容易ではありませんが、国の「教育振興基本計画」や東京都教育委員会の「東京都教育ビジョン(第2次)」では、インターネットや携帯電話等による高度情報化が更に進む一方でその影の部分への対応も課題となること、個々の価値観やライフスタイルの多様化が一層進むこと、ボランティア活動などを通じた社会貢献やコミュニティづくりへの意識が高まり、新たな社会参画が進展することなどを挙げています。この状況は本市においても当てはまると考えられ、教育が担うべき役割や範囲が高度化、多様化していくことが予想されます。

本プランでは、子どもたちをとりまく教育環境の現在の状況及び課題について、学校、家庭、地域という視点から分析し、これらの課題に対応し、教育の更なる振興を図っていくために、今後10年間を通じてめざす教育の姿を見据えた施策展開の方向を明確にするとともに、その実現に向けて、どのような教育施策を実施していくのかを明らかにします。

(1) 学校では

学校では、これまでも教育委員会の「教育目標」、市の基本計画である「八王子ゆめおりプラン」のもと、生涯にわたる学習の基礎となる学力・体力の定着と向上に力を入れるとともに、自主性・自律性に富んだ、公共心のある子どもたちの育成をめざし教育活動に取り組んでいます。また、学校が定める教育目標・教育課程のもとで子どもたちが生き生きと学び、教職員が教育指導に熱心に取り組む姿が見られます。そして、校長を中心とした自律的な学校経営に取り組むとともに、地域と協働して子どもを育てるという考え方のもと、地域に開かれた学校づくりを進めています。

その一方で、学校をとりまく環境の変化や、保護者や社会の要請が多様化、高度化する中で、教員の多忙化が深刻となっており、教育効果を高めるためにも、教員が教育指導に専念できる環境を整える必要があります。また、子どもたちの現状については社会性の不足、自立の遅れ、いじめ、不登校などの問題が指摘されています。学力定着度調査の分析からは、基礎的・基本的な知識及び技能の定着が十分に図られていない現状や、学校間で学力の定着度に差があるなど、公教育としての水準維持・向上及び学力の定着が望まれています。

(2) 家庭では

教育基本法に新たに示されたように、保護者は、子どもに対して、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るなど、子どもの教育についての第一義的責任があります。しかしながら、近年の社会的経済的な条件の悪化に伴い生活環境が安定しないなどの理由により、十分な教育環境を整えることができない家庭もあります。学習意識調査の結果からも、家庭での学習習慣と学力の関係が指摘されており、家庭教育との連携や家庭教育への支援の充実が望まれています。

また、PTAやボランティア活動を通して、積極的に学校教育に協力する保護者や、学校評議員、学校運営協議会などのメンバーとして学校運営に参画する保護者など、学校と一体となって教育活動を支援する保護者も増えています。その一方で、価値観が多様化し教育への期待や要求が増加し、学校だけでは対応・解決できない事例などもあり、学校・家庭と関係機関等との連携強化や学校問題の解決を支援する仕組みづくりなどが望まれています。

(3) 地域では

本市は豊かな自然・文化環境に恵まれており、多様な特色を有する地域は学校教育にとっても大きな財産となっています。全国的に地域の教育力の低下傾向が言われていますが、本市においては、ボランティア活動や勤労体験学習などを通して積極的に教育活動を支援しようとする地域住民が多く、学校と地域住民との協働が図られていると言えます。また、団塊世代の大量退職に伴い、シニア世代による学校への支援も一層期待される中、教育支援人材バンクの充実により学校と地域の連携による教育活動への支援が、幅広い関係者の理解と協力のもとで展開されることが望まれています。

一方、生涯学習の観点からは、科学技術の高度化や情報化の進展など急速な社会変化の中で、多様な体験学習を通して豊かな人間性を育み、必要な知識技能等を継続的に習得するために、生涯にわたって学習することのできる環境整備と学習の成果を生かす仕組みづくりが課題となっています。学校での教育だけではなく、土曜日や夏休み、放課後の児童・生徒の居場所として、さらに異年齢間の交流場所という意味からも、サタデースクールや放課後子ども教室の実施など、地域と学校が連携・協働して子どもたちの安全・安心な活動拠点を確保し、子どもたちが自ら学び体験する生涯学習の充実が望まれています。

2 今後10年間を通じてめざす教育の姿

八王子市教育委員会では、教育目標として「あふれる元気・かがやく心・仲間とともに・はばたけ未来へ」を掲げています。具体的な姿としては、「心身ともに健康で、生き生きとした人」、「自ら学び考え、知性と感性を高めようとする人」、「互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人」、「積極的に自分を高め、社会の向上に貢献しようとする人」の育成をめざしています。

平成18年に改正された教育基本法において、教育の目的として、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とうたわれており、教育の目標も明記されています。こうした教育の目的・目標は八王子市においても今後一定の普遍性をもつといえます。

そこで、本プランでは、教育基本法及び八王子市教育委員会の教育目標・基本方針を受け、子どもたちが社会の急速な変化の中にあっても、その人生を切り拓いていくたくましい力を身につけることができるよう、今後10年間を通じてめざす教育の姿を、「子どもたち」、「学校」、「学校・家庭・地域」、「生涯学習」における姿として描きました。

そして、この4つの姿を具現化するための施策展開の方向と、今後5年間に取り組む具体的施策を体系的に整理し、八王子市の教育施策全体の姿を示します。

今後10年間を通じてめざす教育の姿	施策展開の方向
1 子どもたちの「生きる力」の育成	一人ひとりの「生きる力」を育成する
2 特色ある学校づくりの推進と学校の教育力向上	特色ある学校づくりを推進する 学校経営力・教職員の資質を高める 安全・安心な学校教育環境を整備する
3 学校、家庭、地域の連携の強化	学校・家庭・地域の協働により社会全体の教育力を高める
4 主体的に学び、自己を高める生涯学習社会の形成	自ら学び体験する生涯学習を推進する

施策体系図

◇ は重点施策

教育目標・基本方針

施策展開の方向

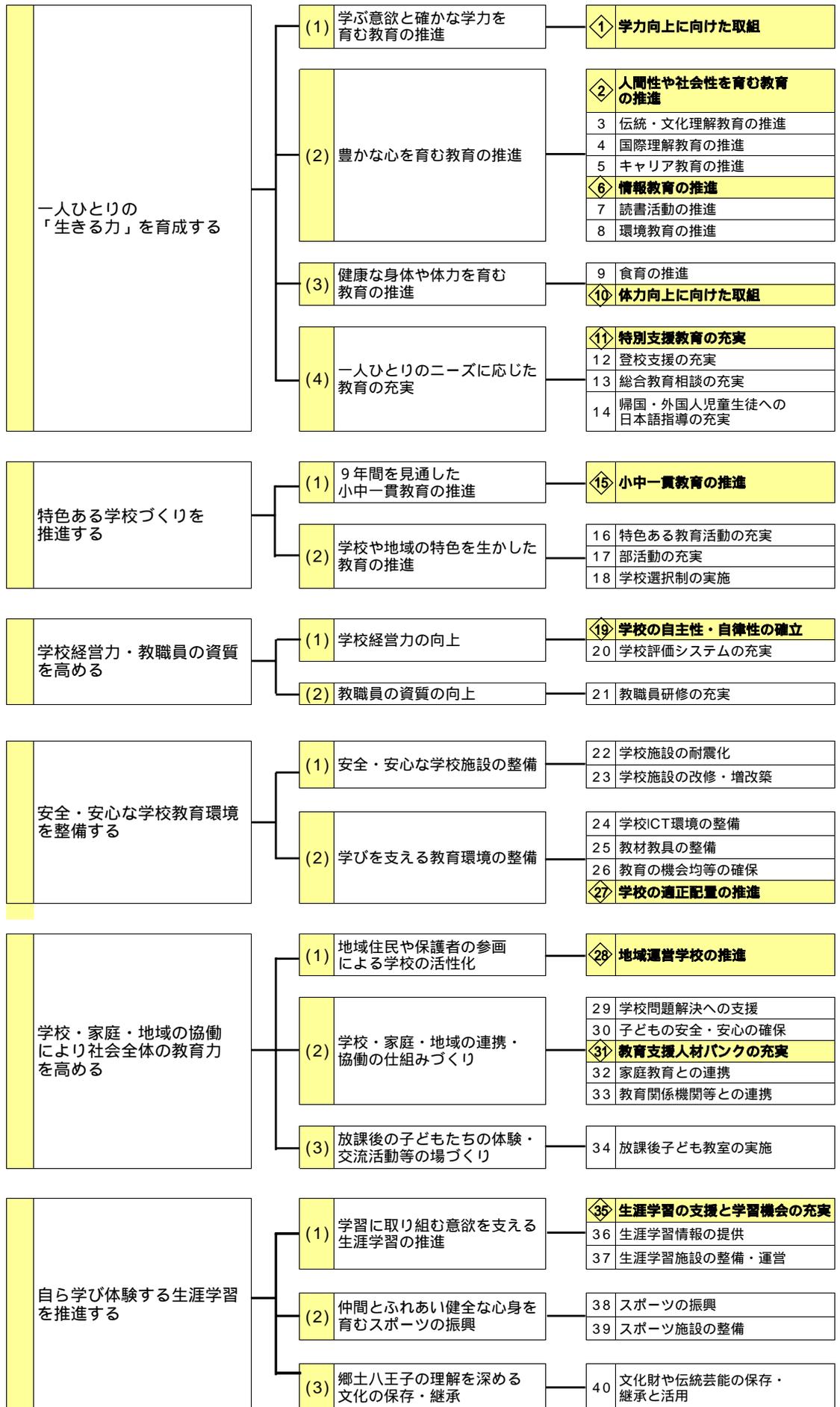
基本施策

具体的施策

教育目標

『あふれる元気・かがやく心・仲間とともに・はばたけ未来へ』

- 基本方針 1 人権尊重の精神の育成
- 基本方針 2 豊かな個性の伸長
- 基本方針 3 市民の教育参加の推進
- 基本方針 4 生涯学習・スポーツ振興



3 重点施策について

先に示した、今後5年間に取り組む40の具体的施策の中で、特に重点的に取り組む11の施策を重点施策とし、八王子市が推進していく教育施策の特色を明確にします。

施策展開の方向	重点施策	
	施策番号 具体的施策	めざすもの
一人ひとりの 「生きる力」を育成する	1 学力向上に向けた取組 2 人間性や社会性を育む教育の推進 6 情報教育の推進 10 体力向上に向けた取組 11 特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「知・徳・体」三者のバランスのとれた教育の推進 ・ 情報活用能力及び情報モラルの向上 ・ 一人ひとりの教育ニーズを把握した、適切な教育の推進
特色ある学校づくりを 推進する	15 小中一貫教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義務教育9年間を見通した教育活動の実施 ・ きめ細かな指導体制の確立
学校経営力・教職員の 資質を高める	19 学校の自主性・自律性の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に信頼される開かれた学校づくり ・ 自律的な学校経営の推進
安全・安心な学校教育 環境を整備する	27 学校の適正配置の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育活動の効果を高める望ましい教育環境の整備
学校・家庭・地域の 協働により社会全体 の教育力を高める	28 地域運営学校の推進 31 教育支援人材バンクの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の学校運営への参画の推進 ・ 地域の教育力の活用
自ら学び体験する 生涯学習を推進する	35 生涯学習の支援と学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校以外の場でのさまざまな学習や体験機会の充実

4 今後10年間を通じてめざす施策展開の方向と

今後5年間に取り組む具体的施策

施策展開の方向	一人ひとりの「生きる力」を育成する
---------	-------------------

子どもたちの「生きる力」を育むために、自ら学び、主体的に判断し、行動できる「確かな学力」、自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心などの「豊かな社会性や人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」の三者のバランスのとれた教育を進めます。そして、すべての子どもたちが、多様化する現代社会を生きていく中で、さまざまな課題に立ち向かい、自ら解決し、その将来を切り拓いていくための力を培います。また、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の充実や一人ひとりの子どもに教員が向き合う環境づくりなどにより、きめ細かな指導を実施するとともに、家庭や地域と連携を図りながら、家庭での学習習慣や基本的な生活習慣の確立を図ります。

- 基本施策（1）学ぶ意欲と確かな学力を育む教育の推進

基礎的・基本的な学習内容の定着、学力向上に向けた取組を進めます。

重点 1 学力向上に向けた取組

確かな学力の向上は、教育の理念である「生きる力」を育むうえで不可欠であり、学校教育では、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むことが、ねらいの一つです。しかしながら、市全体として見ると、基礎的・基本的な知識及び技能の定着が十分に図られていない現状や、市内の学校間で学力の定着度に差があることが課題となっています。これらの課題を解決するために、教員の資質・能力の向上はもとより、学校が家庭との連携を図りながら、児童・生徒の学習習慣を確立するとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うなど、学力向上に向けた取組を推進します。

平成20年度 全国学力・学習状況調査結果

区 分			平均正答率（％）		
			八王子市	東京都（公立）	全国（公立）
小学校 第6学年	国語科	A（知識）	64.7	68.5	65.4
		B（活用）	50.9	54.1	50.5
	算数科	A（知識）	71.6	74.2	72.2
		B（活用）	53.2	55.7	51.6
中学校 第3学年	国語科	A（知識）	73.9	73.5	73.6
		B（活用）	62.0	61.4	60.8
	数学科	A（知識）	63.2	62.6	63.1
		B（活用）	49.2	48.9	49.2

【主な取組】

学力の定着度の把握・分析に基づく「授業改善推進プラン」の作成と、実施・検証・改善のサイクルによる授業改善の推進
習熟度別指導や少人数指導、チームティーチングなどの個に応じた指導の充実
アシスタントティーチャーの配置・活用
土曜日及び放課後等の補習等の実施
学習習慣と生活習慣の確立についての啓発リーフレット等の配布
家庭との連携による、家庭学習時間の確保と習慣化の確立

- 基本施策（２）豊かな心を育む教育の推進

社会とのかかわりの中で生き、社会を創っていくために、自らに自信をもち、さまざまなことに挑戦するとともに、自らを律しつつ、他者と協調する豊かな人間性を育みます。

重点 2 人間性や社会性を育む教育の推進

子どもたちの忍耐力や社会性の欠如、自立の遅れ、規範意識の希薄化が指摘される中、子どもたちが多くの人々や社会、自然環境との豊かなかかわりを通して、基本的な倫理観や社会貢献の精神、美しいものや自然に感動する柔らかな感性を育みます。

また、家庭や地域との連携により、基本的な生活習慣の確立や規範意識の醸成を図るとともに、いじめや暴力行為の防止に取り組み、自他の生命を尊重し、他の人を思いやる心を育む教育を推進します。

【主な取組】

人権尊重教育推進校による研究の推進
道徳授業地区公開講座の全校実施
家庭との連携による規則正しい生活習慣の確立
人権教育推進委員会の研究成果の活用と、学校への普及啓発
宿泊行事を含む体験的な活動の充実
学校行事の充実と部活動の推進

3 伝統・文化理解教育の推進

国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りを養うとともに、多様な文化を尊重できる態度や資質を育む教育を推進します。また、自分の住んでいる地域の歴史や伝統・文化を学び、教養として身に付け、郷土八王子を愛する心を育みます。これらの取組を通して、人と人とのつながりを深め、国を愛し、広く社会に貢献する人材の育成を図ります。

【主な取組】

小・中連携による地域の歴史、伝統・文化の教材化や体験的な学習の実施
地域の協力による伝統文化学習の実施
クラブ・部活動等における伝統文化の体験活動

4 国際理解教育の推進

国際社会において、主体的に行動するために必要な態度・能力の基礎を育成します。

外国の小学校や、八王子市及び近隣の地域に在住・在学の外国人留学生との交流活動を行い、外国の文化等への理解を図ります。

また、外国人外国語学習指導補助者を小・中学校に派遣し、外国人との交流を通して、外国の文化や言語についての理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を養います。

【主な取組】

外国人留学生との交流活動の実施

外国の小学校との交流活動の実施

外国人外国語学習指導補助者（A L T : Assistant Language Teacher）の派遣

5 キャリア教育の推進

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識を身に付け、自己の個性を理解させる教育を進めていきます。児童・生徒一人ひとりが、社会の一員として自立的に自己の人生を方向付けることができるよう支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度を育てます。

【主な取組】

望ましい社会性や職業観・勤労観の育成

中学校での「職場体験活動」の推進

ハローワーク、商工会議所等関係機関との連携

小中一貫教育指導資料を活用したキャリア教育の充実

重点

6 情報教育の推進

教育活動全体を通じて、「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」等の情報活用能力を、バランス良く総合的に育成します。

また、情報社会の急速な広がりやパソコン・携帯電話の利便性の裏に潜む危険性について指導し、子どもたちが被害者にも加害者にもならないようにするために、家庭・地域などとの連携により情報モラル教育を推進するとともに、情報教育の指導にかかわる教員の資質向上を図ります。

【主な取組】

各教科等の目標を効果的に達成するため、コンピュータやインターネットなどの情報手段を活用した、わかる授業の実施

教員が授業の質を高めるためのICT活用力の向上

小中一貫教育指導資料を活用した情報モラルの指導の充実

情報教育担当者研修会の開催

パワーアップ研修の実施

教育用、校務用パソコンの整備

7 読書活動の推進

小・中学校の教育課程に読書活動を位置付け、推進を図ることで、自主的に読書活動を行う意欲や態度を養い、日常生活の中で自然に読書に親しみ、豊かな人間性を育みます。

また、教育センター内の学校図書館サポートセンターから学校図書館へサポーターを派遣して、学校図書館読書指導員への指導や中央図書館との連携による学習資料の提供等を通して、学校図書館の充実及び児童・生徒の学校図書館活用の活性化を図ります。

【主な取組】

- 「本の読み聞かせ」・「朝読書」の実施
- 学校図書館の充実
- 学校図書館サポートセンターの設置・サポーターの派遣
- 家庭での読書活動の促進

8 環境教育の推進

児童・生徒が環境に関心をもち、さまざまな体験を通して環境への理解を深め、環境保全やよりよい環境の創造のための問題解決能力を育成します。

小中一貫教育指導資料を活用し、市内全校で環境教育全体計画及び年間指導計画を作成し、環境教育を推進します。また、地域の自然環境の活用や地域住民の協力により、体験学習を取り入れた特色ある環境教育を行います。

【主な取組】

- 体験活動を取り入れた実践的な環境教育の実施
- 環境教育年間指導計画の作成・指導資料の充実

- 基本施策（3）健康な身体や体力を育む教育の推進

「生きる力」を支える健康な身体・基礎体力を育む教育を進めます。

9 食育の推進

健康的な心身と豊かな人間性を育み、生涯にわたって健康に生き抜くための基礎を築くため、各教科・領域、給食・昼食時間を通して、学校の特色を生かした食育を推進します。全校が食に関する指導全体計画を作成し、総合的な学習の時間の年間指導計画に食育を位置付けるとともに、食育リーダーを選任し、食育を組織的に推進していく体制づくりを進めます。

また、家庭と連携し、望ましい食習慣の確立や食事のマナーを身に付けるとともに、生産者への感謝の気持ち、食べ物を大切にすることを育みます。

【主な取組】

- 学校農園等での農作業体験
- 食の循環についての学習
- 食育年間指導計画の作成・指導資料の充実
- 食育リーダーの育成

重点 10 体力向上に向けた取組

児童・生徒が、生涯にわたり自ら進んで運動に親しみ、健康・安全で活力のある生活を送ることができるよう、心身ともに健康でたくましい身体を育む教育を推進します。

小学校5年生、中学校2年生の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析結果や、小中一貫教育指導資料を活用し、各学校での体育・保健体育科の授業改善を図り、運動することの楽しさや運動することへの興味・関心を高めさせ、体づくり運動をはじめとする各運動を実践することで体力の向上を図ります。

【主な取組】

- 基礎的な体力づくりの推進
- 小学校5年生、中学校2年生の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施・分析
- 小中一貫教育指導資料「体づくり（基本となる運動）」の活用及び実践事例の発信
- 体力向上に向けた指導指針の作成及び活用

平成21年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

区分	男子平均			女子平均			
	八王子市	東京都(公立)	全国(公立)	八王子市	東京都(公立)	全国(公立)	
小学校第5学年	体力合計点	53.7	53.3	54.2	54.0	53.5	54.6
	握力(kg)	18.1	17.2	17.0	17.4	16.6	16.4
	上体起こし(回)	19.1	18.9	19.3	17.3	17.3	17.7
	長座体前屈(cm)	33.7	33.0	32.6	38.2	37.4	36.6
	反復横とび(点)	39.1	39.3	40.8	36.5	36.8	38.5
	20mシャトルラン(回)	45.3	45.1	50.1	34.0	33.7	38.7
	50m走(秒)	9.4	9.3	9.4	9.6	9.6	9.6
	立ち幅とび(cm)	154.0	153.2	153.6	144.0	144.4	145.1
	ソフトボール投げ(m)	24.3	24.3	25.4	14.4	13.8	14.6
中学校第2学年	体力合計点	37.6	38.5	41.4	45.2	45.0	47.9
	握力(kg)	29.2	29.2	29.8	23.9	23.5	24.0
	上体起こし(回)	24.8	25.7	26.7	19.8	21.1	22.1
	長座体前屈(cm)	40.9	40.6	42.9	42.7	42.8	44.4
	反復横とび(点)	45.9	47.8	50.5	41.4	42.3	44.6
	持久走(秒)	404.4	405.3	396.2	299.3	300.0	294.3
	シャトルラン(回)	79.0	75.3	83.3	50.1	51.9	56.4
	50m走(秒)	8.1	8.1	8.1	8.9	8.9	8.9
	立ち幅とび(cm)	191.3	190.3	194.6	163.8	162.1	166.0
ハンドボール投げ(m)	20.6	20.6	21.3	13.2	12.7	13.4	

体力合計点は、各種目の結果数値を得点化し合計したもの

- 基本施策(4)一人ひとりのニーズに応じた教育の充実

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育を通じて必要な支援を行います。

重点 11 特別支援教育の充実

平成15年11月に「特別支援教育移行計画」を策定、翌年4月から東京都の「特別支援教育体制・副籍モデル事業」を受託、平成18年10月には「特別支援教育推進計画」を策定するなど、平成19年度からの本格実施に向けて準備を整えてきました。

現在、小・中学校の通常の学級においては、発達障害のある児童・生徒に対する支援の必要性が高まっています。また、特別支援学級に対する保護者のニーズも年々高まり、特別支援学級の在籍者は、10年前と比べると知的障害固定学級で3倍弱、情緒障害等通級指導学級では5倍以上になっています。今後もこの傾向は継続すると思われます。そのため、特別支援学級を計画的に整備するとともに、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育を推進します。

特別支援学級在籍児童・生徒数・設置学校数・学級数の推移（毎年度5月1日現在）

小学校

年度	全児童数 (人)	在籍者数(人)					設置学校数(校)					学級数				
		固定		通級			固定		通級			固定		通級		
		知的	病弱	情緒	難聴	言語	知的	病弱	情緒	難聴	言語	知的	病弱	情緒	難聴	言語
11	28,277	100	13	42	11	93	9	1	3	1	2	16	1	6	1	6
12	28,496	108	15	54	11	106	9	1	3	1	2	17	1	7	1	6
13	28,508	126	21	52	11	99	9	1	3	1	2	20	1	7	1	6
14	28,716	131	10	70	6	103	9	1	4	1	2	20	1	10	1	6
15	28,885	144	14	89	7	106	10	1	4	1	3	22	1	11	1	7
16	28,894	159	5	126	11	114	11	1	4	1	3	25	1	14	1	7
17	29,384	174	4	145	15	114	14	1	4	2	3	27	1	16	2	7
18	29,458	210	3	155	11	109	15	1	5	2	3	33	1	18	2	7
19	29,598	227	5	174	12	121	16	1	6	2	3	34	1	19	2	7
20	29,567	266	0	208	13	129	17	1	6	2	4	39	1	23	2	8
21	29,645	294	0	230	12	140	18	1	7	2	4	43	1	25	2	9
11-21伸率	104.8%	294.0%	-	547.6%	109.1%	150.5%	200.0%	100.0%	233.3%	200.0%	200.0%	268.8%	100.0%	416.7%	200.0%	150.0%

中学校

年度	全生徒数 (人)	在籍者数(人)					設置学校数(校)					学級数				
		固定		通級			固定		通級			固定		通級		
		知的	病弱	情緒	難聴	言語	知的	病弱	情緒	難聴	知的	病弱	情緒	難聴		
11	14,389	71	10	9	-	7	1	2	-	12	1	2	-			
12	13,876	79	11	10	-	7	1	2	-	13	1	2	-			
13	13,636	80	2	13	5	7	1	2	1	13	1	2	1			
14	13,289	87	4	11	12	7	1	2	1	14	1	2	1			
15	13,205	89	0	15	16	8	1	2	1	14	1	2	1			
16	12,940	108	3	19	15	8	1	4	1	16	1	4	1			
17	13,096	123	0	25	9	8	1	4	1	20	1	4	1			
18	13,297	141	0	33	7	8	1	4	1	20	1	4	1			
19	13,450	147	1	36	7	9	1	4	1	22	1	5	1			
20	13,662	153	0	47	8	9	1	4	1	23	1	6	1			
21	13,744	183	0	56	6	10	1	5	1	28	1	8	1			
11-21伸率	95.5%	257.7%	-	622.2%	-	142.9%	100.0%	250.0%	-	233.3%	100.0%	400.0%	-			

【主な取組】

すべての教職員に対する特別支援教育の趣旨や対応方法等の研修の充実

特別支援教育推進の要となる特別支援教育コーディネーター養成研修の充実

通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒に対する特別支援サポーター等の配置

特別支援教育に関する教職員の資質向上を図るために、特別支援センター等による小・中学校の巡回相談の実施

教育支援人材バンクと連携して特別支援教育に関する研修を実施し、その専門性の向上を図るなど、学校と外部支援者との協働体制の整備

指導補助員を固定学級に配置し、学習指導補助を行うなど、指導体制の整備
障害の有無にかかわらず、お互いに支え合う社会の実現に向けて、市民に発達障害や特
別支援教育に関するセミナーを実施するなど、地域における啓発活動の推進

12 登校支援の充実

登校支援センターでは、関連施設相互の機能連携の中核的役割を担うとともに、市立小・中学
校全校を対象とした「個票システム」の活用を通して、児童・生徒への登校支援の充実を図りま
す。

また、スクールカウンセラーやメンタルサポーターを派遣し、学校の教育相談体制を整え、児
童・生徒の不登校の未然防止や早期発見、早期対応を図ります。

【主な取組】

登校支援センター事業（スクールカウンセラーの配置）の推進
高尾山学園の運営
適応指導教室の運営
スクールソーシャルワーカーの導入

13 総合教育相談の充実

不登校、発達障害、事件・事故後のメンタルケア等、学校教育におけるさまざまな問題に対す
る教育相談体制の充実を図ります。また、学校だけでは対応が困難な問題について、スクールカ
ウンセラーや特別支援教育コーディネーター等と連携し、学校や市民のニーズに応じた専門的な
教育相談の更なる充実を図ります。

【主な取組】

総合教育相談の実施
教員対象の教育相談関係研修の実施

14 帰国・外国人児童生徒への日本語指導の充実

日本語によるコミュニケーションが難しく、学校生活や学習活動に適應することが困難な帰国
児童・生徒や外国人児童・生徒のために、日本語を学ぶことができる日本語学級での指導の充実
を図ります。

また、各学校で日本語指導への支援ができるように、日本語巡回指導や指導用教材を開発し、
日本語指導を充実していきます。

【主な取組】

日本の学校生活に慣れるまでの母国語等によるコミュニケーションの支援
日本語学級における指導の充実（通級指導学級：第六小学校、打越中学校）
日本語巡回指導の充実
日本語指導の教材集及び教材・実践事例集の開発と活用の推進

施策展開の方向

特色ある学校づくりを推進する

本市は豊かな自然・文化環境に恵まれており、広い市域には多様な特色を有する地域が存在します。こうした地域の特徴や各学校の特色を生かした小中一貫教育を進める中で、全校で特色ある学校づくりを推進します。そして、地域の特色を生かした教育活動や部活動の活性化などにより、児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸長し、人間性や社会性を育みます。

また、児童・生徒及び保護者が、就学する学校を選ぶことができる学校選択制を継続して実施し、学校と保護者・地域との信頼関係を高めます。そして、保護者が主体的に学校の教育活動へ参加し、特色ある学校づくりに共に取り組むなど、保護者と学校との主体的な関係を構築していき、学校教育の充実を図ります。

- 基本施策（１）９年間を見通した小中一貫教育の推進

義務教育９年間を見通した連続性・継続性のある教育活動を通して、児童・生徒の学力向上を図り、豊かな社会性・人間性を育みます。

重点 15 小中一貫教育の推進

特色ある学校づくりを推進する中で、心身の発達段階に応じたきめ細かな指導体制を確立し、義務教育９年間を見通した教育活動により、学力の定着を図り、社会性・人間性豊かな児童・生徒の育成をめざす小中一貫教育を推進します。

小中一貫教育の推進により、小・中学校の教員が、学習の指導内容・指導方法や子どもたちへの理解を深め、生活指導を充実させるとともに、児童・生徒のより一層の学力の定着や学校生活へのスムーズな適応を図ります。

校種を越えた、教職員や保護者、地域の方々とのかかわりを通して、子どもたちの豊かな社会性と人間性を育みます。

【主な取組】

平成２３年４月の小中一貫教育全校実施に向けた、各学校における小中一貫教育にかかわる取組の一層の推進

「小中一貫教育の日」の全校実施（各学期１回 年間３回）

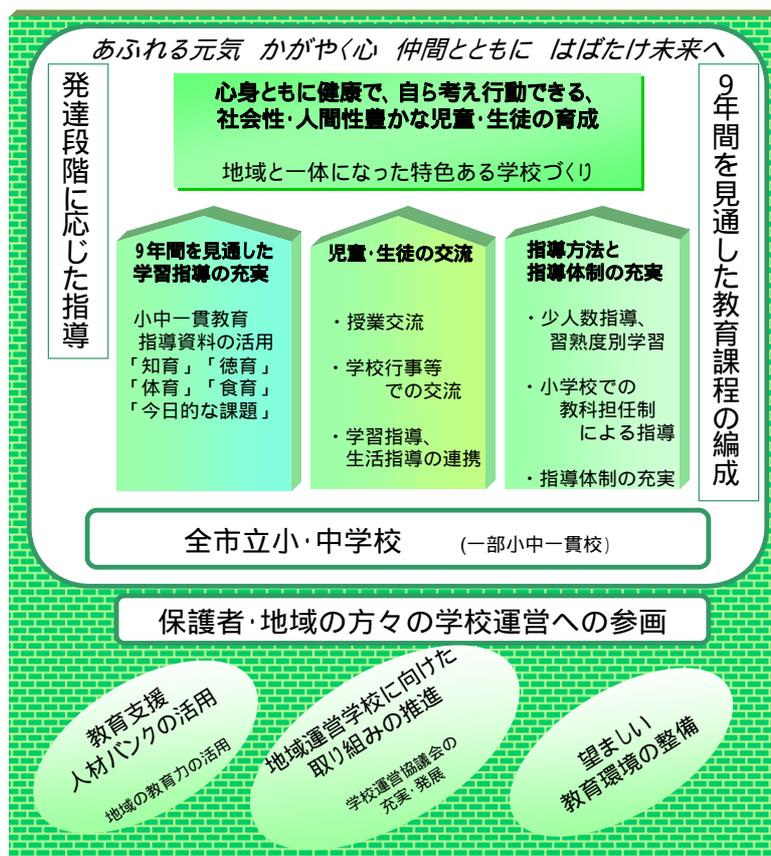
各学校における「小中一貫教育指導資料」（１０教科・領域）の活用の推進

小中一貫教育について市民・保護者への周知・啓発

小中一貫校の開校（平成２１年４月：みなみ野小中学校、２２年４月：加住小中学校（予定）、２３年４月：館小中学校（予定））

小中一貫教育の成果に関する検証

小中一貫教育のイメージ



「八王子市小中一貫教育に関する基本方針」から

- 基本施策（２）学校や地域の特色を生かした教育の推進

地域の特色を生かした教育活動や学校行事、部活動の活性化により特色ある学校づくりを推進します。また、児童・生徒及び保護者が、就学する学校を選ぶことができる学校選択制を継続して実施していきます。

16 特色ある教育活動の充実

各教科、道徳、総合的な学習の時間等の学習活動や学校行事の中で、地域の特性等を生かした特色ある学校づくりを推進します。特色ある教育活動の充実により、児童・生徒の「生きる力」の育成と保護者・地域から信頼される学校づくりを推進します。

【主な取組】

- 各教科・総合的な学習の時間の活用
- （農作業体験、地域との交流事業、国際交流事業など）
- 特色ある学校づくり予算の効果的な活用

17 部活動の充実

外部指導員やボランティアの協力を得て、部活動の活性化を図り、生徒の情操・感性・友情を育むとともに、部活動を通じて連帯感を育み達成感を得ることで、「生きる力」の育成を図ります。

また、生徒数の減少に伴う学校の小規模化、部活動指導教員の不足などにより、生徒の興味・関心に応じた部活動の設置・運営が困難な学校に対して、複数の学校の連携による広域学校部活動を実施するとともに、各種スポーツ大会及び文化的コンクールに参加する生徒に、交通費を補助し、対外的な発表の場への参加意欲を高めるなど、部活動の充実を図ります。

【主な取組】

- 拠点校方式・合同部活動方式による広域学校部活動の実施
- 各種スポーツ大会・文化的コンクールに参加する生徒への交通費補助
- 外部指導員の配置
- 部活動備品等の整備

18 学校選択制の実施

児童・生徒及びその保護者が、就学する学校を選ぶことができる学校選択制の実施により、特色ある学校づくり、開かれた学校づくりを推進するとともに、学校と家庭が相互に連携協力し、地域に信頼され地域から支持される学校づくりを目指します。

小学校は指定校と隣接する学校を、中学校は市内すべての市立学校を選ぶことができます。

【主な取組】

- 学校案内や学校ホームページの充実などによる学校情報の提供
- 学校公開や学校説明会の開催

施策展開の方向

学校経営力・教職員の資質を高める

子どもたちの「生きる力」を育むための質の高い教育を行うために、校長を中心とした自主的・自律的な学校経営を行い学校組織の活性化と、研修の充実による教職員の資質の向上を図ります。また、学校評価等の実施によりその教育の成果を説明・公表し、地域や保護者の理解と協力のもとで、信頼される開かれた学校づくりを進め、学校の教育力の向上を図ります。

- 基本施策（１）学校経営力の向上

校長のリーダーシップのもと、学校が直面するさまざまな課題に組織的に取り組むとともに、説明責任を果たして信頼を高め、自律的な学校経営を進めます。

重点 19 学校の自主性・自律性の確立

校長を中心とした自主的・自律的な学校経営を行うためには、学校が組織マネジメントの手法を活用して、校長の裁量権拡大と併せ、校長自らがさまざまな教育課題への対応策を立てる必要があります。学校が、保護者や地域住民の信頼に応え、子どもや地域の実情に応じた特色ある教育活動を行い、学校を地域に一層開いていく中で、学校の自主性・自律性を確立します。

【主な取組】

- 学校や地域の状況を的確に把握し、学校づくりのビジョンの具体化や実践化を図るための、学校経営計画の作成
- 学校評価（自己評価）の実施・公表と、学校の方針や教育活動などの情報発信
- 人事考課制度・授業評価等の活用による、教職員の能力開発、組織の活性化
- 地域運営学校や学校評議員制度等の活用による、学校関係者評価の実施・公表
- 教育支援人材バンク等の活用
- 学校運営の安定に資するための、弁護士等による法律相談の実施
- 校長裁量による効率的かつ効果的な学校配分予算の執行

20 学校評価システムの充実

学校評価は、学校運営における目標の達成状況を把握し、取組の適切さを検証することにより、組織的・継続的に改善することを目的としています。また、自己評価や学校関係者評価の実施とその結果の説明・公表により、保護者や地域住民から教育活動その他の学校運営に対する理解と参画を得て、信頼される開かれた学校づくりを進めます。

【主な取組】

- 教職員による自己評価の実施
- 保護者等による学校関係者評価の実施
- 学校情報の発信

- (2) 教職員の資質の向上

パワーアップ研修や大学・企業等との連携、協力による専門研修など、研修の充実を図ります。

21 教職員研修の充実

教員研修は、教育センターにおける講義・演習等を中心に、職層に応じた資質・能力、教員の最も重要な職務の中心である授業力の向上を図り、日々の職務に活かすことを目的として実施しています。学校等の企画立案による夏季休業期間中のパワーアップ研修では、学校や教員のニーズに即した講座を開設し、各教員のライフステージに応じた研修を充実させるとともに、各学校において、日常的な職務を通しての人材育成（OJT）を進めます。

職員研修については「学校事務職員研修検討会」を立ち上げ、新任・転任職員研修や実務研修、学校をとりまく教育施策についての研修などを実施し、職員の資質向上を図ります。

【主な取組】

教員パワーアップ研修の実施

大学・企業等との連携による専門研修の実施

キャリアや職層に応じた体系的な教職員研修の実施

施策展開の方向

安全・安心な学校教育環境を整備する

子どもたちが学校施設で安心して学び、生活できるようにするためには物的な側面の整備も重要です。新学習指導要領に対応する教材教具やコンピュータ機器等の学校ICT環境整備を推進するなど、子どもたちの学びを支える学習環境を整備するとともに、老朽化した学校施設の改修や耐震化を進め、安全・安心な教育環境を整備します。

また、教育活動の効果を高めるための教育環境を整備するために、小規模化が進行している学校については、児童・生徒数の動向や地域の実情などを考慮し、市民との合意形成を図りながら学校の適正配置を推進していきます。

- 基本施策（１）安全・安心な学校施設の整備

学校は、子どもたちが安心して学び生活する場であるとともに、緊急時には地域住民の避難場所となることから、学校施設の耐震化や施設の改修・増改築等を計画的に推進します。

22 学校施設の耐震化

新耐震設計基準施行（昭和56年6月）前の基準により建築した学校建物について、児童・生徒の安全を確保するとともに、緊急時の地域住民の避難場所としての機能を確保するため、耐震診断、実施設計及び耐震補強工事を推進します。

【主な取組】

学校施設の耐震化の推進

23 学校施設の改修・増改築

学校施設は築30年以上経過したものも多く、老朽化が進む屋上防水や給水設備の改修、各種設備の修繕を行います。また、トイレ設備や校庭の改修に取り組み、教育環境の整備を進めます。

増改築については、今後の児童・生徒数の予測、施設の安全性の確保、教育機能の向上など総合的に考慮した中・長期的な計画の中で取り組みます。

【主な取組】

校舎、体育館、プール等の計画的な改修・増改築

- 基本施策（２）学びを支える教育環境の整備

学習指導要領に対応する教材教具や学校ICT環境の整備を進めます。また、経済的な理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対する援助や、成績良好、心身健全でありながら高等学校などでの修学が困難な生徒に奨学金を支給します。

少子化の進行が見込まれる中、学校における望ましい教育環境の基盤を整え、教育活動の効果を高めるために、保護者や地域住民との合意形成を図りながら学校の適正配置を進めていきます。

24 学校ICT環境の整備

老朽化した情報教育機器を計画的に更新し、情報教育を円滑に行うためのICT環境の整備を進めます。

普通教室や特別教室で、インターネットを活用した調べ学習を行うことができるように、教育用パソコンの整備を進めるとともに、校務の効率化や事務改善をめざして校務用パソコンの整備についても取り組みます。

【主な取組】

教育用パソコンの整備

校務用パソコンの整備

25 教材教具の整備

新学習指導要領に対応した授業を円滑に実施するために、武道用具、算数・数学、理科等の教材教具を整備するとともに、教育内容・指導方法の多様化に対応した適切な学習環境づくりを推進します。

また、グランドピアノ、AV調整卓、陶芸窯等の高額な備品については、計画的に整備・更新していきます。

【主な取組】

新学習指導要領に対応する教材教具の整備

26 教育の機会均等の確保

経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者（要保護者及び準要保護者）に対し、新入学用品費、学用品費、通学費、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費、給食費、医療費の援助を行います。また、成績良好、心身健全でありながら高等学校などでの修学が困難な生徒に奨学金を支給するなど、経済的負担を軽減することにより、教育の機会均等を確保します。

【主な取組】

就学援助費の支給

奨学金の支給

保護者負担の軽減



27 学校の適正配置の推進

小・中学校では、少子化の進行などから小規模化が進んでいる地域がある一方で、住宅開発により子どもが増加して大規模化している地域があり、学校規模に大きな差が生じています。今後も少子化の進行が見込まれる中、教育活動の効果を高めるための望ましい教育環境を整備し、充実させていくためには、通学環境や地域の実情を考慮しながら、学校の一定の規模を確保し、維持していく必要があります。

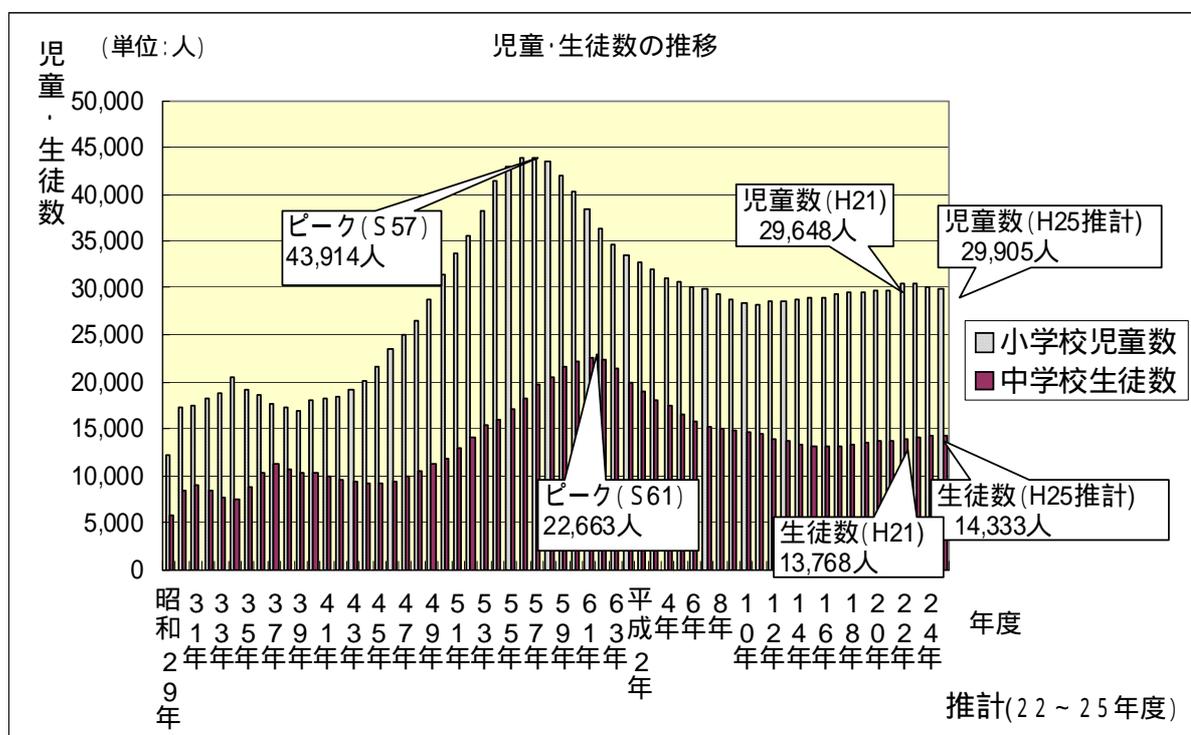
今後、小規模化が進行している学校については、市民との合意形成を図りながら学校の適正配置を推進していきます。

【主な取組】

- 当該地域の保護者や地域住民等への説明会の実施
- 地域別の検討会等の設置

児童・生徒数の推移

本市の児童・生徒数は昭和50年代後半から60年代前半にピークとなり、その後、減少に転じましたが、近年ではニュータウンの開発等によりゆるやかに増加しています。しかし、大規模な住宅開発は、今後10年程度で終息すると見込まれ、今後の児童・生徒数は、再びゆるやかに減少に転じるものと予測しています。



施策展開の方向 **学校・家庭・地域の協働により社会全体の教育力を高める**

これからの学校教育は、学校の教職員のみによだねるのではなく、家庭と地域住民などが一体となって取り組む必要があります。そのために、学校運営協議会など地域住民や保護者が学校運営に参画する仕組みを推進するとともに、教育支援人材バンク等の充実により、地域の教育力を学校の教育活動に活用していきます。また、学校・家庭・地域が連携を強化する中で、地域全体で子どもたちを育てる仕組みを推進し、社会全体の教育力を高めていきます。

- 基本施策（１）地域住民や保護者の参画による学校の活性化

地域住民や保護者などが学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する地域運営学校を推進し、学校の活性化を図ります。

重点 28 地域運営学校の推進

地域運営学校は、地域住民や保護者などが、合議制の機関である学校運営協議会を通じ一定の権限をもって学校運営に参画することで、教育委員会・校長と責任を分かち合いながら学校運営に携わっていくものです。これにより、地域に開かれ、地域に支えられる学校の実現、時代の変化と教育を受ける側からの要請に対応できる教育の実現をめざしています。

学校運営協議会を設置する学校として平成19年度に3校（小学校1校・中学校2校）、20年度に4校（小学校2校・中学校2校）、21年度に6校（小学校4校・中学校2校）を指定しました。

地域運営学校の拡大を図るため、各学校運営協議会も情報発信に努めていますが、その活動や地域運営学校の理解が十分浸透していないことや、隣接する小・中学校での学校運営協議会の連携及び一体となった地域運営学校のあり方などが課題となっています。

今後、学校の実態や地域住民、保護者などの意向と要望を尊重して、地域運営学校を推進していきます。

区 分	3 か年主要事業計画			
	年度	22	23	24
学校運営協議会の設置	累計	24 校	40 校	60 校

「平成21年10月策定 八王子市実施計画（平成22年度～24年度）」から

【主な取組】

- 地域運営学校発表会、講演会の開催
- 学校運営協議会と教育委員会事務局との意見交換会の実施
- 指定内定校への事前研修の実施
- 各学校運営協議会での研修等の実施

- 基本施策（２）学校・家庭・地域の連携・協働の仕組みづくり

地域住民や企業、大学、NPO等の人材の協力を得て教育活動を支援し、また、子どもたちの安全を確保することで、良好な教育環境を整えます。そして、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たす中で、社会性や規範意識を育む関係を築きます。

29 学校問題解決への支援

学校、保護者及び関係機関等と連携して、児童・生徒の問題行動に継続的に対応し、個別の状況に即して柔軟に対処することにより、学校問題解決への支援を図ります。

学校だけでは対応が困難な場合や複数の関係機関等の協力を得ることが必要な場合には、関係の深い機関等による「学校サポートチーム」による対応を図ります。

【主な取組】

学校サポートチームの設置

警察署、少年センター、児童相談所、子ども家庭支援センター等関係機関との連携

30 子どもの安全・安心の確保

自他の生命尊重を基盤として、日常生活における安全確保のために必要な事項を実践的に理解することにより、児童・生徒が生涯を通じて安全な生活を送るための基礎を培うとともに、安全で安心な社会づくりにすすんで参加し貢献できるような資質や能力を養います。

セーフティ教室の実施により、児童・生徒の健全育成を図るとともに、保護者・市民の参加の下に、学校・家庭・地域社会・関係機関等が連携し、薬物、飲酒、喫煙などの非行防止や、犯罪被害を防止するための教育を推進していきます。

また、地域社会全体で子どもや学校の安全を確保し、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、学校安全ボランティア等の活動支援や意識啓発等を行い、地域との連携を図りながら、安全確保に取り組み体制整備を推進していきます。

【主な取組】

警察署・少年センター・保健所等関係機関、NPO等の民間団体との連携

保健主任や生活指導主任を対象とした薬物乱用防止教育研修会の実施

小・中学校全校での薬物乱用防止教育の推進

スクールガードリーダー巡回指導

学校安全ボランティア活動の推進

セーフティ教室の実施

重点 31 教育支援人材バンクの充実

家庭や地域の教育力の低下、子どもの状況の変化、保護者や社会の要請の多様化・高度化により、教員はこれまで以上に多忙となり、指導が十分に行き届かない状況があります。

そのような中、地域住民や企業、大学、NPO等の人材の協力を得て、その能力や技術を学校教育に活かすことで、教員が子どもたちと向き合う時間を確保するとともに、学校における多様な教育活動を推進します。

【主な取組】

教育支援人材バンクセンターへの統括コーディネーター配置による、登録ボランティアの派遣、ボランティア研修会等の企画・運営

学校コーディネーターを配置した学校事務局の全校設置と、教育支援人材バンクセンターとの連携によるボランティアの募集、登録ボランティアの派遣等、各学校におけるボランティア活動の推進

学校コーディネーター研修会、ボランティア研修会の実施による資質の向上

学校支援地域本部事業の活用

32 家庭教育との連携

学力の向上には、基本的な学習・生活習慣を確立していくことが重要であり、学校での学習指導とともに、家庭での取組があってこそ成果が期待されます。また、家庭・学校が共通の認識の下に連携・協力して子どもの教育に当たることは、結果的に家庭や地域、そして、社会全体の教育力を向上させていくことにもつながっていきます。

こうしたことから、八王子市立小中学校PTA連合会や子ども家庭支援センターとの連携など、子どもの教育を支える仕組みを構築するとともに、学校と家庭が連携して教育に当たれるよう、家庭や地域向けに作成した「八王子市の家庭教育8か条」を活用し、家庭における学習・生活習慣の見直し及び改善を働きかけます。

【主な取組】

「八王子市の家庭教育8か条」の推進

PTA連合会との連携

子ども家庭支援センター等関係機関との連携

33 教育関係機関等との連携

すべての児童・生徒が、豊かで実りある学校生活を送ることができるよう、「保・幼・小子育て連絡協議会」における連携を強化するとともに、教育関係機関や専門機関等との連携を進めます。

保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等と、子どもたちの発達段階を見通した指導の連携を図ることにより、すこやかな成長を支援するとともに、校種間の滑らかな接続を図るなど、特別な教育的配慮を必要とする児童・生徒及び家庭への支援等を充実します。

また、「子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」を通して、学校や地域の関係者が連携し、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、児童虐待の防止に取り組みます。

【主な取組】

- 「保・幼・小子育て連絡協議会」における連携
- 大学・企業等専門機関との連携
- 警察署、医療機関、児童相談所、子ども家庭支援センター等関係機関との連携

- 基本施策（３）放課後の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり

学校施設を活用し、子どもたちに安全・安心な学習活動や体験活動の拠点を確保します。

34 放課後子ども教室の実施

小学校区において、放課後や夏休みなどに学校施設を活用し、地域の人材やボランティアの参画を得て、子どもたちに安全・安心な居場所を提供します。この放課後子ども教室においてさまざまな学びや体験活動を行うことで、次代を担う力を育成していきます。

今後も、学校や担い手となる地域の方々との協働を進めながら、すべての小学校区での実施に向けて積極的に取り組みます。

【主な取組】

- 放課後子ども教室の設置
- 学童保育所・児童館との連携
- 地域住民の積極的な参画による事業の推進

施策展開の方向

自ら学び体験する生涯学習を推進する

学校での教育だけではなく、子どもたちがさまざまな場での体験を通して自らを高めるとともに、郷土八王子の歴史や文化にも理解を深めることで、豊かな心を育み学ぶことのできる生涯学習を推進します。

- 基本施策（１）学習に取り組む意欲を支える生涯学習の推進

地域の特性や多様性を生かした生涯学習を進めるために、自ら参画する市民や市民活動団体などが協働するさまざまなかたちを創設します。

また、学校教育と社会教育を結ぶ、人と人、人と地域のつながりを通して「地域力」を高め、「学び」を深めます。

重点 35 生涯学習の支援と学習機会の充実

児童・生徒が学習や体験を通して自ら学び、知識を深めることを目的に、小・中学校における生涯学習を推進します。

学校での多様な教育活動を支える学校図書館において、収蔵図書と子どもたちを結びつけるサポートの役割を学校現場と連携した中で図書館も果たすことで、各学校図書館の充実へとつなげていきます。また、図書館資料の団体貸し出しや推薦図書の紹介などにより学校現場を支援します。それにより子どもたちの読書量を増やすとともに、知的好奇心を呼び起こし「学び」に対する関心を高めていきます。

また、夏休みなどを活用したさまざまな体験学習やボランティア学習等を実施して、その学習成果を生かしていく仕組みを構築し、さらに企画運営ができる指導者の育成も進めるなど、豊かな心を育み学ぶことのできる生涯学習の支援と学習機会の充実をめざします。

【主な取組】

- 小・中学校における生涯学習の推進
- 学校図書館への支援
- 青少年対象の体験学習など各種事業の充実

36 生涯学習情報の提供

いつでも、どこでも、だれでもが学ぶことができるように、必要とされる生涯学習に関する情報を幅広く確実に収集するとともに、わかりやすく整理された情報を簡単に入手し、各自が活用できるよう、情報を一元的に管理し多様な方法で提供する仕組みづくりを進めます。

【主な取組】

- わかりやすい生涯学習情報の収集と提供

37 生涯学習施設の整備・運営

豊富な自然環境を生かした学習機会の提供や、科学に関する講座の開催など、各生涯学習施設が互いに連携しながら家庭教育支援や体験学習を実施し、社会の要請に応えた多様な事業を展開していきます。

また、生涯学習を通して学校が地域コミュニティの中心になることを視野に入れながら、関係機関等との連携により地域に身近な生涯学習施設としての学校施設開放を進めます。

【主な取組】

- 生涯学習事業の展開
- 小・中学校施設開放の推進

- 基本施策（２）仲間とふれあい健全な心身を育むスポーツの振興

スポーツ・レクリエーションの楽しさや素晴らしさに触れ、潤いや安らぎに満ちた、より豊かで充実した生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション活動に参加する機会を増やします。

38 スポーツの振興

学校におけるクラブ・部活動は、児童・生徒の自主性・協調性を伸ばし健全育成にも役立つものです。クラブ・部活動を充実したものとし、質の向上にも対応できるよう、学校からの求めに応じて指導者などを派遣する仕組みを整えます。

さらに、地域で手軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、その楽しさに触れる機会を増やすとともに、その楽しさを知るきっかけとなる新しいプログラムを実施するなど、スポーツ・レクリエーション環境を充実させていきます。

【主な取組】

- クラブ・部活動へのサポート体制の整備
- スポーツ・レクリエーション環境の充実

39 スポーツ施設の整備

スポーツ・レクリエーション人口の増加等に対応するために、新体育館やスポーツ公園など新たな施設を整備します。そして、これら新たな施設の整備にあたっては、より効率的・効果的な手法を検討するとともに、地域スポーツ・レクリエーションの活動拠点としてその振興を図り、次代を担う子どもたちの育成と地域の活性化を推進します。

また、学校が所有する体育施設の開放のあり方を検討し、市民のより身近な活動場所として、効果的な学校施設の活用を図り、スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡充を図っていきます。

【主な取組】

- 新たなスポーツ施設の整備
- 学校体育施設のより効果的な活用の推進

- 基本施策（３）郷土八王子の理解を深める文化の保存・継承

文化財の閲覧や歴史・伝統芸能についての体験学習等を通じて、郷土八王子の歴史や文化に興味を持ち、より理解を深めることができるよう、取組を進めます。

40 文化財や伝統芸能の保存・継承と活用

郷土資料館での土器づくり・火おこし体験や織りもの体験など、子どもを対象とした体験学習を行うことにより郷土八王子に対する関心を深め、文化財などを保存し後世に継承していく心を育みます。

さらに、八王子車人形や民俗芸能の公演を実施することで、伝統芸能に対する親しみと理解を深め、伝統芸能の保存と伝承する心を育むとともに、これらの後継者育成講座を実施し、伝統芸能の保存伝承への支援を進めていきます。

【主な取組】

歴史理解のための体験学習の実施

文化財普及事業の実施

伝統芸能の後継者育成

八王子市教育振興基本計画

「ゆめおり教育プラン」

平成 22 年 2 月

発行 / 八王子市教育委員会

編集 / 学校教育部 教育総務課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

電話 042-620-7323 FAX 042-627-8811

E - m a i l b301100@city.hachioji.tokyo.jp

URL <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>